

令和6年度住民税の定額減税のお知らせ

■ 制度概要

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税および令和6年度分（一部令和7年度分）個人住民税の定額減税を実施します。

■ 減税額

定額減税による住民税所得割額の特別控除額は、次の金額の合計額です。

1. 本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円
2. 控除対象配偶者および扶養親族・・・・・・・・ 1人につき 10,000 円

- ❖ 前年の合計所得金額が1,805万円を超える方は、対象外となります。P2参照
- ❖ 住民税が非課税の方、均等割と森林環境税のみ課税される方は、対象外となります。P3参照
- ❖ 控除対象配偶者・扶養家族のうち、国外居住者は対象外となります。
- ❖ 同一生計配偶者（1,000万円以上の所得がある納税者に扶養されている配偶者）である方は、納税者の令和7年度分の住民税所得割額から、1万円を控除します。

1. 定額減税可能額を全額控除できる方

(1) 住民税を納付書や口座振替で納付されている方（個人事業主等の方）

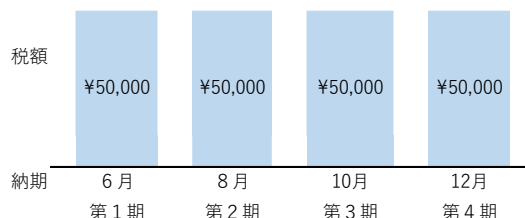
第1期（6月納期分）から定額減税を行い、減税しきれない税額については、第2期以降の税額から順次、減税します。

（例）令和6年度住民税額 200,000 円（所得割額 194,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円）

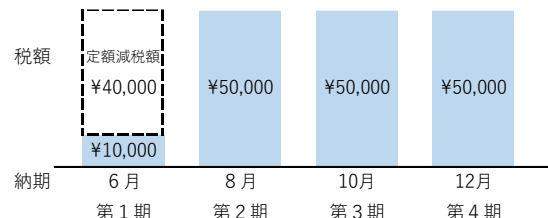
配偶者と扶養家族2名（計3名）を扶養している納税者の場合

- 令和6年度住民税額所得割額 194,200 円－定額減税可能額 40,000 円{（本人1＋配偶者1＋扶養家族2）×10,000 円}=154,200 円
定額減税後所得割額 154,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円＝課税額 160,000 円

【定額減税前】課税額 200,000 円



【定額減税後】課税額 160,000 円



(2) 住民税が年金から天引きされている方（年金受給者）

10月支払分の年金の特別徴収税額から、定額減税を行い、減税しきれない税額については、12月以降に支払われる年金の特別徴収税額から順次減税します。

- ※ 65歳到達等により、令和6年度分の住民税から初めて年金の特別徴収が開始される場合は、普通徴収第1期分（6月）から減税し、減税しきれない場合は、第2期分から減税します。さらに減税しきれない場合は、10月以降に支払われる年金から特別徴収される税額から減税します。

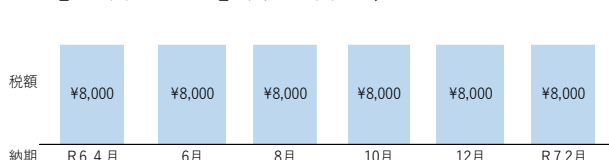
（例）令和6年度住民税額 48,000 円（所得割額 42,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円）

令和5年度住民税額 48,000 円（48,000 円÷6月＝仮徴収税額 8,000 円）

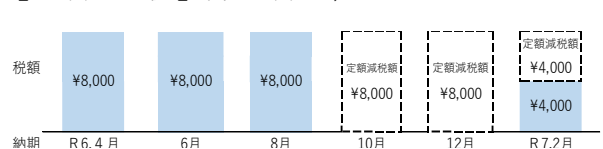
配偶者を扶養している納税者の場合

- 令和6年度住民税額所得割額 42,200 円－定額減税可能額 20,000 円{（本人1＋配偶者1）×10,000 円}=22,200 円
定額減税後所得割額 22,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円＝課税額 28,000 円

【定額減税前】課税額 48,000 円



【定額減税後】課税額 28,000 円



2. 定額減税可能額を全額控除できない方

(1) 住民税を納付書や口座振替で納付されている方（個人事業主等の方）

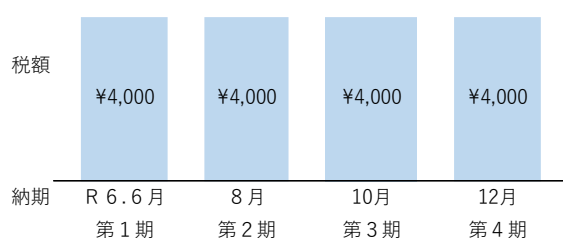
第1期（6月納期分）から順次、定額減税した結果、減税できなかった金額は、所得税分控除不足額とあわせて給付金（調整給付）を給付します。なお、均等割額 4,800 円および森林環境税 1,000 円は、定額減税の対象外ですので、この課税分は、後の納期で納付いただくこととなります。

（例）令和 6 年度住民税額 16,000 円（所得割額 10,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円）

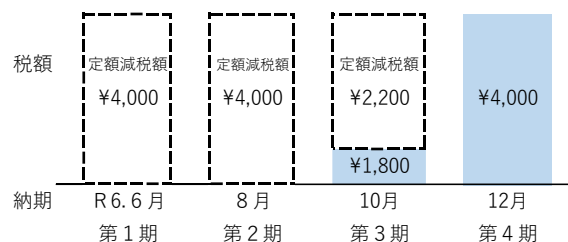
配偶者と扶養家族 2 名（計 3 名）を扶養している納税者の場合

- 令和 6 年度住民税所得割額 10,200 円一定額減税可能額 40,000 円{（本人 1＋配偶者 1＋扶養家族 2）× 10,000 円}＝△29,800 円
均等割額 4,800 円と森林環境税 1,000 円を納付いただくこととなります。

【定額減税前】課税額 16,000 円



【定額減税後】課税額 5,800 円



- 定額減税できなかった 29,800 円について、所得税分控除不足額とあわせて給付金（調整給付）を給付します。
この申請案内通知は、市役所社会福祉課から 7 月以降に送付する予定です。

(2) 住民税が年金から天引きされている方（年金受給者）

10 月以降に受給される年金から順次、定額減税した結果、減税できなかった金額は、所得税分控除不足額とあわせて給付金（調整給付）を給付します。なお、均等割額 4,800 円および森林環境税 1,000 円は、定額減税の対象外ですので、納付いただくこととなります。

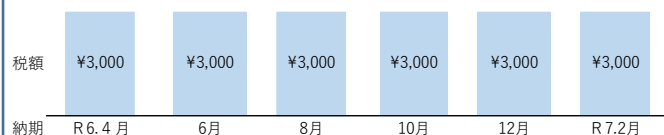
（例）令和 6 年度住民税額 18,000 円（所得割額 12,200 円＋均等割額 4,800 円＋森林環境税 1,000 円）

令和 5 年度住民税額 18,000 円（18,000 円÷6 月＝仮徴収税額 3,000 円）

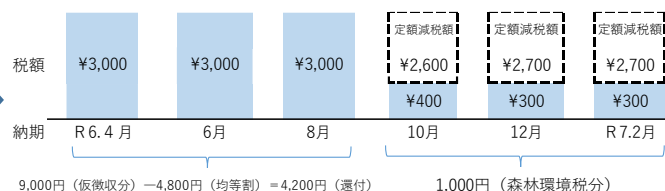
配偶者を扶養している納税者の場合

- 令和 6 年度住民税所得割額 12,200 円一定額減税可能額 20,000 円{（本人 1＋配偶者 1）× 10,000 円}＝△7,800 円
均等割額 4,800 円と森林環境税 1,000 円を納付いただくこととなります。

【定額減税前】課税額 18,000 円



【定額減税後】課税額 5,800 円



- 定額減税できなかった 7,800 円について、所得税分控除不足額とあわせて給付金（調整給付）を給付します。
この申請案内通知は、市役所社会福祉課から 7 月以降に送付する予定です。

3. 定額減税の対象外となる方（合計所得 1,805 万円を超える方）

納付書や口座振替で納付されている方は、例年どおり年間 4 回にわけて納付いただきます。

4. 定額減税ではなく、給付金が給付される方

(令和6年度に新たに①住民税非課税となった世帯、②住民税均等割と森林環境税のみ課税となった世帯)

令和5年度課税(令和4年中所得)においては、住民税所得割の課税世帯であったが、令和6年度課税(令和5年中所得)において、新たに住民税非課税世帯または住民税均等割と森林環境税のみ課税世帯となった場合は、1世帯あたり10万円が給付されます。この給付金の申請案内通知は、市役所社会福祉課から7月以降に送付する予定です。

ただし、令和5年度に給付対象となった世帯および令和6年度課税において、住民税課税者に扶養されている方のみで構成される世帯は、対象外です。

■ 住民税のしくみ

住民税 = 所得割 + 均等割 4,800 円 + 森林環境税 1,000 円

所得割とは、前年の課税所得金額に応じて課税した税額です。

均等割とは、前年の合計所得金額が、一定額以上ある人に課税される税額です。

森林環境税とは、森林整備の財源確保を目的とし、令和6年度から個人に対して課税される国税です。

■ 非課税世帯とは・・・

個人住民税において、所得割、均等割、森林環境税全てが非課税となる方のみで構成される世帯です。所得割や均等割・森林環境税が課税されない方は、下記の要件に該当する方です。

- ◆ 生活保護を受給されている方
- ◆ 障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ◆ 下記の計算方法に該当する方
 - ◇ 均等割・森林環境税が課税されない方
前年中の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方
 $280,000 \text{ 円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 100,000 \text{ 円} + 168,000 \text{ 円}$
同一生計配偶者や控除対象となる扶養親族がない(本人のみ)場合は、加算額(168,000円)はありません。
 - ◇ 所得割が課税されない方
前年中の総所得金額等が、次の計算式で求めた金額以下の方
 $350,000 \text{ 円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 100,000 \text{ 円} + 320,000 \text{ 円}$
同一生計配偶者や控除対象となる扶養親族がない(本人のみ)場合は、加算額(320,000円)はありません。

給付金(調整給付)の給付

給付金が給付される方には、令和6年7月以降に、郵送にて給付金の申請案内を送付する予定です。申請書を提出(市役所へ持参、郵送等)いただくことにより、給付金を受け取ることができます。

詳しくは、**高島市役所 社会福祉課 25-8535** へお問い合わせください。

所得税(国税)の定額減税

所得税額の定額減税を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が、1,805万円以下である人です。

定額減税額は、次の金額の合計額です。

1. 本人(居住者に限ります)・・・・・・・・・・・・・・・・・・30,000円
2. 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります)・・30,000円

詳しくは、国税庁定額減税サイトをご覧ください。 **国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901** へお願いします。



国税庁定額減税特設サイト

住民税の定額減税についての問い合わせ先

高島市役所 総務部 税務局 税務課 25-8116 へお願いします。

詳しくは、「内閣府:新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。



住民税の定額減税額の確認方法

納税通知書

年度 市町村 市町村 市町村

高島市

納税者 氏名 住所 市町村 市町村 市町村

納税額 市町村 市町村 市町村

定額減税額 市町村 市町村 市町村

減税残額 市町村 市町村 市町村

給付金 市町村 市町村 市町村

調整給付 市町村 市町村 市町村

納税通知書の欄外をご覧ください。

◎納税通知書の欄外をご覧ください。

例 1：定額減税額を全額控除できる方

(定額減税可能額 30,000 円を全額定額減税した場合)

「定額減税済額：30,000 円、減税残額：0 円」と記載されます。

例 2：定額減税額を全額控除できない方

(定額減税可能額 30,000 円であり、22,000 円を定額減税し、8,000 円が定額減税できず、後日、所得税分控除不足額と合わせて、給付金(調整給付)が給付される場合)

「定額減税済額：22,000 円、減税残額：8,000 円」と記載されます。

例 3：定額減税の対象外となる方

納税者の合計所得が 1,805 万円を超える方や均等割・森林環境税のみ課税される方は、定額減税済額や減税残額の記載はありません。

よくある質問

Q 令和 5 年中に、ふるさと納税をしました。定額減税は、ふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか？

A 影響ありません。令和 6 年度分住民税のふるさと納税特別控除額の控除上限額は、定額減税前の所得割額の 20%です。

Q 配偶者に 48 万円を超える所得があるため、配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の適用を受けています。この場合、どのように定額減税が適用されますか？

A 配偶者の合計所得金額が 48 万円超え(給与収入 103 万円超え)133 万円以下(給与収入 201 万円以下)の場合、納税者は配偶者特別控除を受けることができます。この配偶者特別控除は、定額減税の対象となる控除対象配偶者や扶養控除に該当しません。

よって、納税者は、配偶者分の定額減税(所得税 3 万、住民税 1 万)を減額されず、配偶者自身の所得において住民税所得割が課税される場合は、定額減税や給付金(調整給付)が給付されることになります。

Q 令和 6 年 1 月 1 日以降に高島市から転出しました。定額減税額を全額控除できない場合は、高島市で給付金(調整給付)が給付されるのでしょうか？

A 高島市(前住所の市町村)で給付金(調整給付)を給付します。

Q 定額減税されると、住宅ローン控除を受けられなくなるのでしょうか？

A 所得割額から住宅ローン控除を適用した後、定額減税します。控除できなかった定額減税分は、7 月以降に給付金(調整給付)が給付される予定です。

Q 納税通知書が送付された後、扶養者の所得が 48 万以上であったことが判明したため、扶養をはずす修正申告をしました。定額減税額に変更が生じる場合は、どのようになりますか？

A 扶養親族が一人減ると、定額減税額が減少するため、納税額が発生します。納税変更通知書をお送りしますので、ご確認ください。